

2介第505号  
令和2年6月3日

指定居宅介護支援事業所 管理者  
指定介護予防支援事業所 管理者 様

岡 崎 市 長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第11報）」における問5の解釈について（情  
報提供）

日頃は、介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月25日付介護保険最新情報 Vol.836「新型コロナウイルス感染症  
に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」にお  
ける問5の解釈について、多くの事業所様より問い合わせをいただいているところで  
あり、その中でも特に問い合わせの多い質問につきまして下記のとおりとなりますの  
でご承知おきください。

記

- Q1 居宅介護支援費の請求月について、令和2年5月分以降が請求の対象となり、  
令和2年4月分以前については請求が認められないとの解釈でよいか。
- A1 その解釈（令和2年5月分以降が請求の対象）でよい。  
なお、Vol.836問5（答）のとおり、事業所において、モニタリング等の必要  
なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な  
書類の整備を行うことが必要である。
- Q2 居宅介護支援事業所を介護予防支援事業所（地域包括支援センター）と読み替  
えることは可能か。
- A2 可能である。なお介護予防ケアマネジメントについても対象である。
- Q3 自主的にサービスの利用を控えた利用者や、自主的に事業者が休業した場合に  
ついては対象としていいか。
- A3 対象としてよい。
- Q4 記録等はどのように行えばいいか。
- A4 サービス利用票、サービス提供票、居宅介護支援経過等に記録として残してお  
いていただきたい。

Q 5 実績がないが、国民健康保険団体連合会への請求はどうしたらいいのか。

A 5 国民健康保険団体連合会へ請求をする際は、給付管理票と居宅介護支援介護給付費明細書の提出が必要となるが、サービス実績は「0（ゼロ）」とするのではなく、当初予定していた計画をサービス実績として入力、請求すること。また、この請求を行った場合、およそ半年後に国民健康保険団体連合会からの情報提供により、本市から事業所に問合せをする場合があるので、国の記載のとおり適切な説明と記録、管理をお願いしたい。

Q 6 介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中型通所サービスのみの利用者について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用中止している場合は請求可能か。

A 6 A 2 のとおり、予防ケアマネジメント費は対象となるため、請求は可能である。

なお、本通知は介護保険最新情報Vol. 836までの内容に基づいています。今後、発出される厚生労働省の通知の内容によっては、本通知の内容が見直しとなる場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また疑義等がございましたら以下の宛先までお願いいたします。

サービスに関すること	福祉部介護保険課給付係	電話：23-6682
指定に関すること	事業所指定係	電話：23-6646
指導に関すること	指導監査係	電話：23-6830